株式会社エヌ・ティ・ティ・データ御中

「NTTデータグループサプライチェーンサステナビリティ推進ガイドライン」の遵守に関する同意書

株式会社●●●（以下「当社」という。）は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ及びその国内グループ会社（\*1）（以下「NTTデータグループ各社」という。）を発注者とする取引を行うにあたり、以下の内容を確認し、遵守することに同意します。

(\*1)国内グループ会社とは、以下のURLに記載されている、日本国内に本店所在地がある会社をいいます。

<https://www.nttdata.com/jp/ja/about-us/group/>

1. 当社は、「NTTデータグループサプライチェーンサステナビリティ推進ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の内容を確認し、遵守します。なお、以下のURL上でガイドラインの更新が公表された場合、当社はその内容を確認し、常に最新版の内容を遵守するものとします。

<https://www.nttdata.com/jp/ja/about-us/proc/procurement/>

1. 当社は、本同意書に基づき自らが負うこととなる義務と同等の義務を、NTTデータグループ各社との取引における業務実施のために必要となる物品、保守業務を含む役務等を当社に提供するすべての者（再委託先等先含む。以下総称して「上流サプライヤー」という。）に課すものとします。
2. 当社は、上流サプライヤーがガイドラインを遵守することを保証するとともに、上流サプライヤーの行為について、一切の責任を負うものとします。
3. NTTデータグループ各社は、当社のガイドライン等の遵守状況について、自ら又は第三者に委託して調査することができるものとします。
4. NTTデータグループ各社は、自ら締結した当社との取引にかかる契約の終了後においても、前項の調査を実施できることとし、当該調査にかかる費用の負担割合については、当社及び調査を実施したNTTデータグループ各社で折半することを原則として、両者の協議により決定するものとします。
5. 当社のガイドライン又は本同意書の違反が判明した場合、NTTデータグループ各社は、当社との契約を解除することができるものとします。ただし、当該契約の解除にあたり、NTTデータグループ各社は、その裁量により、当該違反の性質または状況に照らし、当社による当該違反是正について、相当期間を定めた催告を行うことができるものとします。
6. 前項に基づく契約解除により、当社に損害が発生した場合であっても、NTTデータグループ各社はその損害賠償義務を負わないものとします。また、前項に基づく契約解除により上流サプライヤーを含む第三者に生じた損害については、当社が責任を負うものとします。

以上

20●●年●月●日

東京都●●●●●●

株式会社●●●

●●事業部長　●●●●　印